

「介護予防・日常生活支援総合事業」

吉野川荘デイサービスセンター

契約書別紙(兼重要事項説明書)

社会福祉法人樟風会

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人 樟風会

(2) 法人所在地 徳島県板野郡北島町中村字八丁野 4-19

(3) 代表者氏名 理事長 渡辺修身

(4) 設立年月日 昭和42年3月

2. 事業所の概要

事業所の名称 吉野川荘デイサービスセンター

サービスの種類 第一号通所事業(介護予防型通所サービス)

事業所の所在地 徳島県板野郡北島町中村字八丁野 4-19

電話番号 088-698-2112

指定年月日 通所介護事業所・平成11年11月9日指定

事業所番号 3671500019

実施単位 1単位 利用定員25名

通常の事業の実施範囲 板野郡北島町、藍住町、松茂町、徳島市川内町・応神町、
鳴門市大麻町

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的

要支援状態にある高齢者に対し、事業を提供することによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

運営の方針

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族及び地域との交流を目指します。事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他

関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状況等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

月曜日から土曜日まで（ただし、1月1日から3日並びに12月31日は休業日）

サービス提供時間 午前9時から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制

生活相談員1名、看護職員1名、介護職員3名、機能訓練指導員1名、その他職員2名

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名 住田 典代

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の利用料は別紙のとおりです。あなたのお支払いいただく利用者負担金は原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、越えた額の全額をご負担いただきます。

(2) その他の費用

・食費

食費の提供を受けた場合、1回につき550円の食費をいただきます。

・その他

おむつ代、日常生活上必要となる諸費用は実費負担となります。

(3) キャンセル料

キャンセル料は不要ですが、休まれる場合は、早めに連絡をしてください。

当日の利用途中での早退は食事代の実費をお支払いいただきます。

(4) 支払方法

前記(1)から(3)までの料金・費用は、1か月ごとにまとめて翌月10日頃に請求いたします。

支払いの方法……郵便貯金通帳からの引き落とし。

引き落とし日はサービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直後の平日)

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族等への連絡を行なうとともに協力病院への搬送等、必要な処置を講じます。

10. 事故発生時の状況

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び保険者に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

- 苦情受付窓口（担当者）主任相談員 坂口 和代 電話 088-698-2112
- 徳島県国民健康保険連合会 苦情専用 088-665-7205
- お住まいの各市町村窓口
 - 北島町保険福祉課 088-698-9805
 - 藍住町健康推進課 088-637-3115
 - 松茂町健康保険課 088-699-8712
 - 徳島市介護保険相談窓口 088-621-5586
 - 鳴門市長寿介護課 088-684-1175

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りのご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容態の急変などサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センターまたは当事業所へご連絡ください。

- (4) 介護保険対象外のサービスについては、全額がご利用者様のご負担となります。
- (5) 館内および施設内敷地は禁煙となっております。

13. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時非常マニュアルを策定しております。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービスの提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

吉野川荘 デイサービスセンター

説明者職名 主任相談員

坂 口 和 代 

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住 所

氏 名

契約者 住 所

氏 名
続 柄

